

令和7年度実施田原市職員採用試験

(公務員経験者試験)募集要項

令和8年4月1日に採用する田原市職員の採用試験を実施します。

本市では、国、都道府県又は市区町村等で培った公務員としての知識やスキルを活かし、即戦力として能力を発揮して頂ける方を募集します。

「変革力を持つ個性豊かな職員」を田原市職員が描くありたい職員像とし、「田原市のために働きたい!」「渥美半島を元気にしたい!」という意欲ある方の応募をお待ちしています。

なお、令和7年度の総合能力試験、統一試験又は後期試験を受験した方は、公務員経験者試験の受験はできません。

変革力を持つ個性豊かな職員

- 1 対話を重視し、皆とともに新しい一歩を踏み出せる職員
- 2 自ら学び続け、強みを身につける職員
- 3 市民に寄り添い、信頼される、人間性豊かな職員

1 募集職種、採用予定人員及び資格要件

募集職種 (公務員経験者試験)	採用予定 人員	資格要件
事務職	2名程度	次の①及び②の両方の要件を満たす人 ①昭和45年4月2日以降に生まれた人 ②受験申込時点で、正規の公務員として一般行政事務に関する実務経験が平成17年4月1日以降の期間内に通算して5年以上ある人 (注)
技術職(土木又は建築)	2名程度	次の①及び②の両方の要件を満たす人 ①昭和45年4月2日以降に生まれた人 ②受験申込時点で、正規の公務員として土木又は建築工事の設計、施工管理等に携わった実務経験が平成17年4月1日以降の期間内に通算して5年以上ある人(注)

(1) (注) の要件については、次のとおりです。

- ・「正規の公務員」とは、国家公務員法又は地方公務員法の適用を受ける任期の定めのないフルタイム勤務の職員を指し、臨時的任用職員や任期付職員等の任期の定めのある職員及び非常勤職員などのフルタイム勤務でない職員は含みません。
- ・実務経験は、同一の府省庁又は地方公共団体の公務員の勤務経験が1年以上継

続している場合に限り通算できます。

・実務経験には、育児休業及び休職など実際に勤務していない期間は含みません。

(2) 採用後の役職等については、田原市職員の初任給等の基準を始め、経数年数や経歴を考慮し決定します。

2 期日、会場及び試験内容

期 日	令和7年12月10日(水)
会 場	田原市役所（詳しくは後日案内）
試 験 内 容	適性検査、面接試験

3 受験手続

(1) 受付方法

インターネットによる受付（田原市ホームページから専用サイトにアクセス）

(2) 受付期間

令和7年10月1日（水）午前9時から令和7年11月10日（月）午後5時まで

(3) 受験票

申込の受理手続完了後、専用サイトに登録される受験票をダウンロードし、印刷して試験当日にご持参ください。

(4) その他

ア 受験申込時には、必要な添付書類はありません。合格者については、最終学校の卒業証明書、資格取得証明書、実務経験期間の確認できる職歴等を証明する書類等の提出が必要となります。

イ 日本国籍を有しない方については、特別永住者証明書（みなされる場合を含む。）又は在留カード等の添付が必要です。

4 採用予定日

令和8年4月1日

5 その他注意事項

(1) 「総合能力試験」、「統一試験」又は「後期試験」を受験された方は、公務員経験者試験の受験はできません。

(2) 外国籍の方で永住者又は特別永住者の在留資格のない方は受験できません。

(3) 採用後の給与は、「田原市職員の給与に関する条例」に基づき支給します。

【参考】

令7年4月1日に採用された4年制大学新卒者の初任給は、220,000円です（別途地域手当7%が支給されています。）。また、学校の卒業後に就業経験等を有する場合には、上記の初任給に加算措置があります。

(4) 外国籍の方は、採用後の任用については一部制限があります。

(5) その他詳しいことは、田原市役所総務部人事課へお問い合わせください。

田原市役所 総務部 人事課
〒441-3492
愛知県田原市田原町南番場30番地1
TEL 0531-23-7404
URL <https://www.city.tahara.aichi.jp>
E-mail jinji@city.tahara.aichi.jp



◀ 受験申込みは
こちらから